

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 7月 4日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋3階フィルター交換用ホイス(A~D)において、電源ケーブルの被覆に経年劣化と思われる損傷が認められたため、当該電源ケーブルを点検・修理。	GIII	
2	1号機	純水補給水系止め弁(P11-F269)において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。なお、当該弁下流閉止プラグ部より非放射性水の漏えいが認められたため、(弁増し締めしたが漏えい停止せず)受けパン設置済。	GIII	
3	3号機	運転日誌(6月3日)の4号機所内電力量において、電力量の記載誤りが認められたため、当該記載を訂正。	GIII	
4	4号機	コントロール建屋の自動火災報知設備点検において、中央制御室内火災受信機の点検条件設定誤りにより3号機火災受信機へ火災警報を発生させたことが認められたため、当該原因調査・対策検討。	GIII	